# ~愛川町自治基本条例~

# 「会職の公開」「委員の公募」のあらまし

平成29年10月1日版

多くの方の意見を聴き町政に反映させるため、町には各種の審議会等(委員会・審査会など) があります。これらの会議を公開したり、委員を公募したりすることで住民参加を推進していき ます。ただし、公開できない会議や公募委員を加えることができない審議会等もあります。

# 会議の公開

会議の日程などを事前にお知らせし、当日、傍聴の申し込みを受け付けます。会議終了後は会議録や会議資料を公表します。

### 会議開催のお知らせ

会議名、開催日時、会場、議題、傍聴席数、申し込み方法などを、町政情報コーナー・公民館への掲示、町ホームページへの掲載などによってお知らせします。



### 会議の傍聴

申し込みは当日受け付けます。申込者が傍聴席数を超える場合は抽選とします。 傍聴にあたっては、許可なく撮影や録音をしない・拍手などで賛否を表明しないなど、 ルールを守ってください。(守らない場合、退席いただくこともあります)



# 会議録と会議資料の公表

会議終了後おおむね3週間以内に、会議録(要点筆記)を会議資料とともに町政情報コーナー・公民館へ掲示します。会議録はホームページにも掲載します。



# 公開しない会議

- 〇法律等で非公開と定められているもの(民生委員推薦会など)
- ○個人情報に関して審議するもの(各種表彰審査委員会など)

# 委員の公募

多方面からの意見を聴くため、委員定数のうち一定数を公募委員とします。

### 公募のお知らせ

審議会の目的、募集人数、応募方法、応募資格、任期、報酬額、会議の開催予定日数などを、広報紙やホームページでお知らせします。

公募にあたっては、一定の条件(年齢制限・〇〇活動をしている方など)を付けることがあります。



# 応募方法

所定の申込書に必要事項を記入し、担当課へ提出していただきます。申込書は直接お持ちいただくか、郵便・ファクス・電子メールで送ることもできます。

# <応募の資格>

町内に在住・在勤・在学している方、他の審議会の公募委員でない方など。



# 選考委員会で選考

申込書の審査のほか、必要に応じて面接などを行い、予定の人数と次点1人を選考します。



# 公募委員を加えることができない審議会

- 〇法律等で委員の資格要件が定められているもの(青少年問題協議会など)
- 〇特定の個人などに関して審議するもの(介護認定審査会など)
- 〇専門的知識が要求されるもの (農業振興対策審議会など)
- 〇その他公募が適当でないもの

# <自治基本条例に基づく他の制度>

- パブリック・コメント手続
- 町民公益活動の支援
- 住民投票制度
- ・まちづくり推進制度
- ・行政評価制度など

詳しくは、町役場 総務部行政推進課にお問い合わせください。

電話 046-285-6925

(直涌)

E-mail

gyousei@town.aikawa.kanagawa.jp